



2026 年 8 月 27 日

**中国の人民元国際化政策の変遷と注目される今後の動き
～第 11 次 5 カ年計画（2006 年～）から第 15 次（2026 年～）
までの各計画綱要のレビューを通じて～**

**公益財団法人 国際通貨研究所
開発経済調査部 上席研究員
梅原直樹
umehara@iima.or.jp**

中国において 2026 年は、第 15 次 5 カ年計画（2026～2030 年）の初年度にあたる。同計画の綱要を改めて見てみると、人民元国際化に関する記述に前期と比べて明らかな変化が生じている。2026 年以降、人民元国際化施策がより積極的に推進される可能性が高い。

具体的には、第 14 次 5 カ年計画では「穏健・慎重に人民元国際化を推進する」という抑制的表現となっていたものが、第 15 次 5 カ年計画では「人民元国際化を推進し、資本収支項目の開放水準を高め、自主的・コントロール可能な人民元クロスボーダー決済システムを構築する」との表現に変わり、「穏健・慎重に（「穏慎」）」という表現が取り除かれたことがわかる。ここから、今後数年間、中国はより積極的に人民元国際化政策を推進する可能性が見込まれている。

第 14 次 5 カ年計画期の人民元国際化の政策の焦点は、貿易・投資決済での人民元利用拡大・市場開放と、金融リスク管理の両立であった。それが第 15 次 5 カ年計画ではクロスボーダー決済網、オフショア人民元市場、資本項目開放、デジタル人民元の活用が前面に打ち出されている。経済安全保障との関係では、第 14 次 5 カ年計画では人民元国際化は金融開放・改革の一部と位置づけられたが、第 15 次 5 カ年計画では米ドル利用の際の金融制裁リスクを意識してか、決済網の自律性、国際金融秩序の多極化が明確にされている。これらのことから、第 15 次 5 カ年計画期間は、より能動的で制度構築型の推進が行われ、それは単なる人民元の利用拡大ではなく、インフラと制度を中国主導で整備していくとの色彩を濃くし、人民元国際化は、経済政策であるだけでなく金融安全保障政策としての性格を強めているとも言えそうだ。

上記のような変化を、より明らかにするために、第 11 次 5 カ年計画（2006 年～）まで逆上り、5 期 25 年にわたる各計画の綱要から、人民元国際化政策の変遷を見ておくことは有用と考えられ、図表にまとめたので以下お示しする。

【図表】 人民元国際化政策の変遷

五カ年計画 ・期間	計画期間に起きた イベント	綱要上の表現の日本語訳	「人民币」 表出状況	人民元国際化の位置づけ についての説明
第11次 (十一五) 2006-2010年	・2007から08年、グローバル金融危機が発生。 ・2009年3月、当時中国・人民銀行総裁の周小川氏が「国際通貨システム改革に関する考察」を発表。	「管理された変動相場制度を整備し、人民元の資本項目における兌換性を段階的に実現する。」	1回。 改革・発展:1 対外開放:0 安全:0 香港等:0	【改革期】 ・国際化という概念はまだ登場せず、金融・為替制度改革と資本項目における兌換可能化(「可兌換」)を目指すことが掲げられる(「人民币国际化」、「人民币跨境使用」はまだ明示されていない)。
第12次 (十二五) 2011-2015年	・2013年、「一帯一路構想」(アジア、ヨーロッパ、アフリカを結ぶ巨大な広域経済圏を形成するプロジェクト)が打ち出され、人民元の国外使用が推進される。 ・2015年7月「チャイナショック」発生。	「市場の需給を基礎とする管理変動相場制度を整備し、外貨管理制度改革を進め、人民元のクロスボーダー使用を拡大し、人民元の資本項目における兌換性を段階的に実現する。」	3回に増加。 改革・発展:2 対外開放:0 安全:0 香港等:1	【クロスボーダー使用の推進期】 ・「クロスボーダー使用(跨境使用)」が国家計画に明記された。「国際化」という抽象的目標より、まず人民元を国外で実際に利用可能にする方向。 ・香港については、「離岸人民币业务中心」が登場し、オフショア人民元市場の整備・拡大が行われた。
第13次 (十三五) 2016-2020年	・2015年11月、IMF(国際通貨基金)が中国の働きかけを受けて人民元をSDR(特別引出権)の構成通貨に採用することを決定し、2016年10月に正式導入。	「人民元の資本項目における兌換性を秩序立てて実現し、兌換可能性・自由使用可能性を高め、人民元国際化を着実に(「穏歩」)推進し、人民元資本の海外進出を進める。」	8回に増加。 改革・発展:2 対外開放:4 安全:0 香港等:1 成果認識(SDR):1	【自由化・国際化の推進と慎重さが折り重なる時期】 ・大きな転換点となった時期。 ・「人民元国際化(人民币国际化)」が明示的な政策目標となり、資本項目可兌換、人民元自由使用、資本の海外進出、金融市場の双方向開放を一体的に進める構想が打ち出され、過去25年間で最も「自由化→国際化」の連結が強い時期。 ・他方、「チャイナショック」の傷跡は大きく、期中に、慎重姿勢への転換が始まっている。
第14次 (十四五) 2021-2025年	・2022年、コロナ禍により上海がロックダウンを経験。 ・人民元国際化は「着実かつ慎重に」(「穏慎」)推進との方針に後退し、インフラ整備などが地道に進められた。	「人民元国際化を穏健かつ慎重に(「穏慎」)推進し、市場主導と企業の自主的選択を堅持し、人民元の自由な使用を基礎とする新型の互恵的協力関係を構築する。」	4回に減少。 改革・発展:0 対外開放:2 安全:1 香港等:1	【国際化と安全の両立を目指す形に移行した時期】 ・「穏歩」から「穏慎」へと重要な変化が生じ、抑制的方針に。資本項目可兌換を前面に出していた第13次からやや後退。 ・「国家経済安全保障」の中に人民元クロスボーダー決済システムが登場しており、国際化と金融安全が明示的に接続する形に。
第15次 (十五五) 2026-2030年	・人民元国際化の項目から「着実かつ慎重に」(「穏慎」)の表現が外れ、より積極的な政策推進の可能性が出てきた。 ・2026年以来、潘功勝中国人民銀行総裁の発言等に注目が集まっている。	「人民元国際化を推進し、国際貿易・投融資における人民元使用を拡大し、資本項目の開放水準を高め、自主的にコントロール可能な(「自主可控」)人民元クロスボーダー決済体系を構築し、人民元オフショア市場を発展させる。」	7回に増加。 改革・発展:2 対外開放:4 安全:0(注) 香港等:1	【安全を内包した国際化の推進を目指す形に変化】 ・人民元国際化を、具体的な制度・インフラに分解し、より能動的な制度構築型の推進に重点を移す。 ・「自主可控」は中国主導でのインフラ整備を推進する姿勢を表わす。 ・人民元国際化は経済政策であると同時に金融安全保障政策としての性格を増し、安全保障を開放政策の内部条件に取り込んだ上での国際化と読める。

(注)第15次の「安全:0」は章立てによる形式分類である。「建設自主可控的人民币跨境支付体系」との表現が「安全」の篇・章ではなく、「积极扩大自主开放」に置かれていることを踏まえ、内容で分類するなら、「自主可控」は金融安全・経済安全保障の性格を持つことから、「対外開放4」のうち1回は「開放+安全」の重複属性とするのが実態に近いと考えられる。

(出所)中国国家発展・改革委員会HPより国際通貨研究所作成。

2026 年に入り、中国人民銀行の潘功勝総裁はいくつかのフォーラムに登壇し、そこで人民元国際化の政策について言及している。そこからは中国が 2026 年に入り積極的に人民元国際化政策を推進している姿が、より具体的に見られる。

まずは3月の中国発展ハイレベルフォーラムにおいて、潘総裁は、パンダ債発行、オフショア人民元債、海外投資家の人民元建て金融資産保有の拡大を取り上げ、人民元が国内外の主体に多様な通貨選択肢を提供していると述べた。さらに、6月の（上海）陸家嘴フォーラムでは、海外中央銀行向けの人民元レボ制度、上海自由貿易試験区でのオフショア人民元為替取引、上海国際金融センターにおけるオフショア金融発展、短期金融市場の流動性管理改善などが示された。これらは人民元の国際利用を拡大するだけでなく、海外投資家・中央銀行が人民元を保有しやすくし、必要時に流動性を確保しやすい環境を整えるための措置である。

さらに、7月7日には香港で「香港固定収益・通貨サミット兼債券通フォーラム（Hong Kong FIC & Bond Connect Summit、香港固定収益及貨幣峰會暨債券通論壇）」が開催され、中国と香港の協力による、オフショア人民元ハブとしての香港の地位強化や市場の効率化に向けた一連の強化策が発表されている。

このように見ると、北京、上海、香港の金融当局や市場参加者らが連携して人民元国際化の施策を具体化していこうとする姿が浮かび上がる。そしてこの流れは、2027年以降も続いていくと予想される。第1次トランプ政権の発足以来、特に本腰を入れて国家安全保障と経済発展のバランスを模索し続けてきた中国であるが、ここに来て新たな積極的な動きが出てきており、こうした動きを米中関係の動向とともに、引き続き注視して行きたい。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2026 Institute for International Monetary Affairs（公益財団法人 国際通貨研究所）
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.
Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan
〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階
e-mail: admin@iima.or.jp
URL: <https://www.iima.or.jp>